

第9回「労働団体法 ④団体交渉 B：要件」

2022.05.06. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

- 1.内容：〈論点〉組合並存下での使用者の中立義務の存否  
〈法〉団体交渉権、中立義務、日産自動車事件最高裁判決  
〈諸説〉結果的差別説・誠実団交義務説・自主的選択説

2.Reading Assignment に関する設問についての解説

- ①結果的差別是正説、誠実団体交渉義務説、自主的選択説  
②誠実団交義務説

2)Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ①光岡教授は、労働三権の関連構造とその保障範囲についてどのような説が対立していると整理しているか。光岡教授の名付けた名称で答えなさい。  
②七十七銀行事件判決は、労働者の人たるに値する生活を確保するためには、単に労働条件の維持改善だけでなく、何が必要と述べているか。

**本日の課題**：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

**\* 団体交渉権行使が正当であるための要件**

- ・労組法7条2号：「団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと」
- ・交渉当事者、交渉担当者、交渉対象事項、交渉態様、の正当性
- ・関連判例：大浜炭鉱事件・最二小判・昭和24.4.23  
高知新聞社事件・最三小判 昭和35.4.26

**[課題提出者数]**    4/13    4/15    4/20    4/22    4/27    4/29    5/06    5/11    5/13    5/18  
                         137    138    140    133    135

**[自己点検]**

- 1)Reading Assignment に関する設問への解答  
2)自己点検    a)講義の論点    b)論点にかかわる法状況    c)論点についての諸見解  
3)自由記述    a)講義に関する質問    b)その他

**[次回講義への Reading Assignment]**

次回講義タイトル：「労働団体法 ⑤労働協約 A：効力」

講義テーマ：労働者は労働協約で決まったことに従わなければならないのだろうか  
教科書の該当部分：第5章「労働協約」「V 効力」、論点に直接関連は、p.121-p.125

Reading Assignment：西谷敏『労働組合法』（第3版、有斐閣、1998年）343頁～346頁